

平成 30 年 1 月 31 日

国立健康・栄養研究所の北大阪健康医療都市への移転に伴い増加が見込まれる運営上の負担への対応に関する方針

厚生労働省

国立研究開発法人

医薬基盤・健康・栄養研究所

大阪府

「国立健康・栄養研究所の大阪府への移転に関する方針」（平成 29 年 3 月 31 日 厚生労働省、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、大阪府）に基づき協議してきた、国立健康・栄養研究所（以下「健栄研」という。）の北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）への移転に伴い増加が見込まれる国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「法人」という。）の運営上の負担については、以下の方針により、対応していくこととする。

1. 厚生労働省・法人の方針

- ・厚生労働省は、健栄研の移転に伴い必要となる設備等の費用をはじめ、移転先となる民間賃貸施設での長期的・安定的な運営に資するよう、法人に対して必要な支援・措置を行うものとする。
- ・法人は、健栄研の健都への移転を機に、健康・栄養分野における産学官連携の拠点となるよう、受託研究の増加等必要な取組を行うものとする。

2. 大阪府の方針

- ・大阪府は、健栄研が産学官連携の拠点となるために必要となる設備等の費用に対する補助、委託等連携事業の実施、当該事業の遂行や円滑な移転のための人的支援など必要な支援・措置について具体化を進めるものとする。

3. その他

- ・上記 1、2 を踏まえ、厚生労働省・法人及び大阪府は、吹田市、摂津市とともに、今後、両市が行う応分の負担の内容について、協議を進めるものとする。